

2級公式テキスト〔改訂14版〕（2024年7月20日発行）

該当箇所	誤	正
<p>204 ページ</p> <p>1 商標登録の要件</p> <p>(3) 商標登録を受けられない商標</p> <p>⑤他人の業務にかかる商品等と混同を生じるおそれがある商標（商4条1項15号）</p> <p>4行目</p>	<p>そうでなくともX社の子会社の商品であると誤認する場合などが、これに該当するといえます。</p>	<p>そうでなくともX社の子会社の商品であると混同する場合などが、これに該当するといえます。</p>
<p>243 ページ</p> <p>4 侵害することが明らかな場合の対応</p> <p>(4) その他の取消審判</p> <p>①商標権者による登録商標の不正使用</p> <p>下から4行目</p>	<p>商標権者が故意に登録商標と類似する範囲において商標を使用し、これによって、商品の品質に混同等を生じているような場合は、</p>	<p>商標権者が故意に登録商標と類似する範囲において商標を使用し、これによって、商品の品質に誤認等を生じているような場合は、</p>
<p>355 ページ</p> <p>2 不正競争行為とは</p> <p>(1) 周知表示混同惹起行為</p> <p>下から9行目から</p>	<p>そして、「混同」とは、商品等の出所が同一または営業主体が同一であると認識させるのみならず、両者間に親子会社関係のような、なんらかの経済的関係があると誤認させる行為も含まれます。</p>	<p>そして、「混同」とは、商品等の出所が同一または営業主体が同一であると混同させるのみならず、両者間に親子会社関係のような、なんらかの経済的関係があると混同させる行為も含まれます。</p>